

十日町市の省エネ化を考えている事業所への支援

令和4年・5年にもあった省エネ化（エアコンや電球をLEDに変えるなど）に関しての支援策が4月1日～開始されました。前回（令和4年・5年）申請された方も、申請が可能となっています。

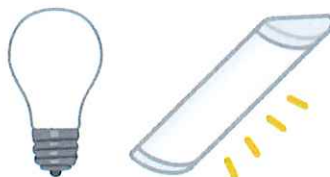
※家庭用のエアコンを入れ替える場合は10年以上使用している等の条件がありますので、ご注意を！！

省エネ機器だけでなく、断熱効果の高いリフォームも対象となっています。

☆補助金額（上限）

①省エネ機器に入れ替え…50万円

②断熱効果のリフォーム…100万円



補助率はかかった経費の1/3となります。（消費税分は抜く）

例）①の場合でエアコンが税込み33万円だった場合は（消費税分10%の3万円を引く）

30万円×1/3＝10万円が補助金額となります。必要書類がいくつかありますので、欲しい方は事務局へご連絡ください。

申請期限が4/1～5/2までとなっていますので、検討される方は書類等の準備を済ませておきましょう。

※最低でも10万円かかっていないと申請の対象外となりますので、支援策をお考えの方は、金額にも注意をお願いします。

①と②の併用も可能です。その場合は上限額が100万円

バリアフリー化への補助金

バリアフリー化を考えている市内の飲食店に対しての補助金が開始となりました。対象店舗は「飲食店」、「宿泊施設」、「物品販売店」となります。テイクアウト専門店、宅配サービス専門店、キッチンカーなどは、対象外となります。

【工事の例】

スロープの設置・段差の解消・多目的トイレの設置・手すりの設置・自動ドアの設置などが補助対象工事となっています。

※既に設置していて機能の強化や古くなっているものを解消するための改修工事も対象です。

申請期間が4/1～5/31で、予算額を超えた時点で受付終了となっていますので、申請はなるべく早めに済ませましょう。

【補助金額】

補助金額の上限は50万円となります。

対象経費×1/2＝補助金額（上限50万円）

対象工事の経費110万円×1/2＝補助金額50万円となり、差額の60万円が事業者負担額となります。



【申請方法】

①工事の開始日前に市役所の産業政策課へ書類の提出

②工事完了後に再度、産業政策課へ書類の提出

※①、②の書類は事務局にありますので、欲しい方は事務局までご連絡ください。

対象となる経費は5万円以上の工事金額が必要となりますので、工事金額に注意をお願いします。

労働保険の年度更新の書類は期限内に提出を！

22日、23日が書き込み&提出日となります。提出が遅れると他の事業所の迷惑となりますので、期限内に提出を！